

Q&A

質問にお答えします。

Q.1

年の途中で転出した場合の個人市県民税の申告や納税は・・・？

私は令和8年2月10日に福岡市からA市に転出しました。令和8年度の個人市県民税の申告はどちらの市にすればよいのですか？また、税金はどちらの市に納めなければならないのですか？

A

個人市県民税は、課税する年度の初日が属する年の1月1日現在の住所地の市町村が課税することになっています。

あなたの場合は、2月10日にA市に転出されたとのことですが、1月1日現在の住所は福岡市にありましたので、令和8年度の申告や納税は福岡市にさせていただきます。

Q.2

所得税の確定申告が不要な場合に、個人市県民税の申告は・・・？

A

所得税の確定申告が不要な場合であっても、下記のいずれかに該当する場合には個人市県民税申告書の提出が必要です。

- 給与または公的年金にかかる所得のみの方で医療費控除等の所得控除や寄附金税額控除等の税額控除を申告することで、個人市県民税の所得割額が軽減される場合
- 給与または公的年金以外の所得があり、前年中の合計所得金額が43万円を超える場合

Q.3

扶養親族がいる場合、非課税となる合計所得金額は・・・？

A

個人市県民税が非課税となる所得金額は下記のとおりです。
具体的な計算方法はP12をご覧ください。

扶養親族の人数※	非課税となる合計所得金額	給与収入のみの場合	
		令和8年度 (令和7年分)	令和9年度 (令和8年分)
0人	45万円以下	110万円以下	119万円以下
1人	101万円以下	166万円以下	175万円以下
2人	136万円以下	206万円未満	210万円以下
3人	171万円以下	256万円未満	256万円未満
4人	206万円以下	306万円未満	306万円未満

※同一生計配偶者や16歳未満の扶養親族を含みます。

ご自身が障がい者、未成年者、寡婦、ひとり親に該当する方は、合計所得金額135万円と上記の金額のいずれか高い方の金額となります。

Q&A

質問にお答えします。

Q.4

所得税が0円するとき、個人市県民税の課税は・・・？

A

個人市県民税においては、所得税が課税されない方についても、一定額以上の所得があれば、均等割と森林環境税が課税されます。
(市民税3,000円、県民税1,500円、森林環境税1,000円)

また、個人市県民税は所得税よりも各所得控除額が少ないため、同じ控除の適用を受けた場合、所得金額から所得控除額を差し引いた残額が、所得税では0円となり課税されない場合でも、個人市県民税では課税対象所得が生じ、所得割が課税される場合があります。

その他、以下の場合等にも個人市県民税のみ課税となる場合があります。

- ・土地・家を売却し、特別控除の適用を受けた場合
- ・繰越控除の適用を受けた場合

Q.5

配偶者がパート・アルバイトで働いた場合の所得税と個人市県民税は・・・？

A

パートやアルバイトによる収入は通常給与収入として扱われます。

＜令和7年分(令和7年1～12月の収入)＞

給与収入が年間110万円を超えると個人市県民税が課税され、年間160万円を超えると所得税が課税されます(所得税は控除の額により課税されない場合もあります)。

●妻にパート収入がある場合の妻の税金と夫の控除の適用関係

妻の給与収入	妻の所得税	妻の個人市県民税	夫の配偶者控除	夫の配偶者特別控除
110万円以下	非課税	非課税	受けられる	受けられない
110万円超123万円以下	非課税	課税	受けられる	受けられない
123万円超160万円以下	非課税	課税	受けられない	受けられる
160万円超201.6万円未満	課税	課税	受けられない	受けられる
201.6万円以上	課税	課税	受けられない	受けられない

＜令和8年分(令和8年1～12月の収入)＞

給与収入が年間119万円を超えると個人市県民税が課税され、年間178万円を超えると所得税が課税されます(所得税は控除の額により課税されない場合もあります)。

●妻にパート収入がある場合の妻の税金と夫の控除の適用関係

妻の給与収入	妻の所得税	妻の個人市県民税	夫の配偶者控除	夫の配偶者特別控除
119万円以下	非課税	非課税	受けられる	受けられない
119万円超136万円以下	非課税	課税	受けられる	受けられない
136万円超178万円以下	非課税	課税	受けられない	受けられる
178万円超207万円以下	課税	課税	受けられない	受けられる
207万円超	課税	課税	受けられない	受けられない

※1 配偶者控除(扶養控除なども)は12月31日現在の現況で判断します。

※2 配偶者控除および配偶者特別控除は、夫の合計所得金額が1,000万円を超える年は受けることができません。

Q&A

質問にお答えします。

Q.6

年の途中で死亡した父の個人市県民税は・・・？

私の父は令和8年4月に亡くなりましたが、父の令和8年度の個人市県民税は納めなければなりませんか？

A

個人市県民税は、課税する年度の初日が属する年の1月1日現在の住所地の市町村が、前年中(1月から12月まで)の所得に基づいて課税することになっていますので、年の途中の令和8年4月に亡くなった方にも課税されます。年の途中で納税義務者が亡くなった場合の市県民税は、相続人の方に納税義務が承継され、相続人の方が納めていただくことになります。

なお、翌年度の個人市県民税は課税されません。

Q.7

事務所のある区からも個人市県民税の納税通知書が・・・？

私は、個人商店を営んでおり、住まいは博多区、店舗は中央区にあります。今年の3月に博多区役所で申告を行いました。

ところが、個人市県民税の納税通知書が博多区役所と中央区役所から送られてきました。なぜ、中央区役所から納税通知書が届いたのでしょうか？

A

個人市県民税では、住所地で均等割が課税される方で、かつ、住所地以外の市町村に事務所または事業所等を有する方に対して、その事業所などの所在する市町村でも均等割が課税されます。

なお、福岡市は政令指定都市であるため、区の区域が1つの市の区域とみなされます。

そのため、あなたの場合は、住所地の博多区で均等割および所得割が、店舗(事業所)のある中央区で均等割のみが課税されることになります。

Q&A

質問にお答えします。

Q.8

日本国外に居住する扶養親族の申告は・・・？

日本国外に居住する扶養親族がいるのですが、市県民税の申告の際にはどのような書類が必要でしょうか？

A

日本国外に居住する親族にかかる扶養控除、配偶者控除、配偶者特別控除または障害者控除(控除対象配偶者を除く同一生計配偶者、16歳未満の扶養親族を含む。)の適用または非課税限度額制度の適用を受ける場合は、下記の書類を申告書に添付または提出の際提示が必要となります。

なお、下記の書類が外国語により作成されている場合には、翻訳文の添付等が必要です。

＜扶養控除に係る確認書類＞

非居住者である親族の年齢等の区分		必要書類
30歳未満または70歳以上		親族関係書類(※1)、送金関係書類(※2)
30歳以上 70歳未満	①留学により国内に住所および居所を有しなくなった者	親族関係書類(※1)、送金関係書類(※2) 留学ビザ等書類(※3)
	②障がい者	親族関係書類(※1)、送金関係書類(※2)
	③あなたからその年において生活費または教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者	親族関係書類(※1)、 38万円送金書類(※4)
	(上記①～③以外の者)	(扶養控除の対象外)

＜配偶者控除、配偶者特別控除または障害者控除に係る確認書類＞

適用を受けようとする控除	必要書類
配偶者控除、配偶者特別控除	親族関係書類(※1)、送金関係書類(※2)
障害者控除	親族関係書類(※1)、送金関係書類(※2)

- ※1 親族関係書類とは、① ②のいずれかの書類をいいます。
- ①戸籍の附票の写しと日本国外に居住する親族の旅券(パスポート)の写し
- ②外国政府または外国の地方公共団体が発行した書類で日本国外に居住する親族が居住者の親族であることを証するもの(親族の氏名、住所および生年月日の記載があるものに限ります。)
- ※2 送金関係書類とは、例えば金融機関への送金依頼書など日本国外に居住する親族の生活費または教育費に充てるための支払いを、必要の都度、行ったことを明らかにするものになります。
- ※3 留学ビザ等書類とは、外国政府または外国の地方公共団体が発行した査証(ビザ)に類する書類や在留カードに相当する書類の写しで、留学をもってその外国に在留することにより国内に住所を有しなくなったことを証するものをいいます。
- ※4 38万円送金書類とは、※2の送金関係書類のうち、申告者から日本国外に居住する親族各人へのその年における支払の金額の合計額が38万円以上であることを明らかにする書類をいいます。

Q&A 質問にお答えします。

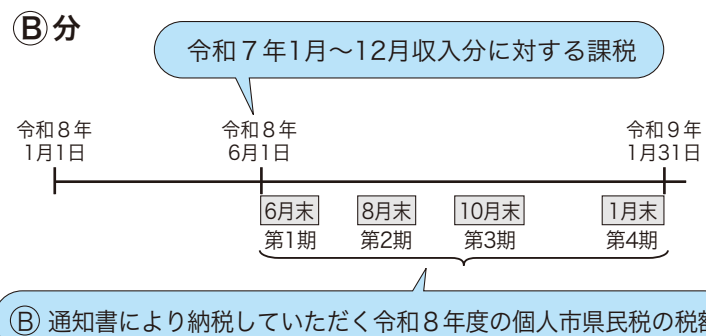
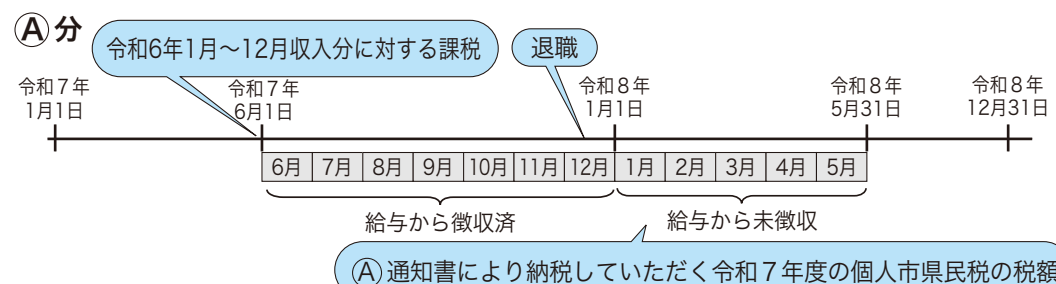
Q.9 勤め先を退職した後に、個人市県民税の納税通知書が2通も・・・？

私は、令和7年12月に都合により会社を退職しました。その後、無職なのですが、今年の6月に区役所から個人市県民税の納税通知書が2通送られてきました。私は、勤めている時、各月の給与から個人市県民税が引き去られていましたが、なぜ2通も納税通知書が送られてきたのでしょうか？

A 給与所得にかかる個人市県民税は、前年の給与所得に対して課税され、その年の6月から翌年の5月までの各月の給与から給与支払者が税金を引き取り納める特別徴収の方法と、区役所から送られてきた納税通知書により本人が税金を直接納める普通徴収の方法のいずれかにより納めることになっています。

2通の納税通知書について説明しますと、1通(①分)は、令和6年中の給与所得に対する個人市県民税です。これは、令和7年6月から令和8年5月までの年12回で給与から税金を引き去ることになっていたものですが、令和7年12月に退職されたことにより、令和8年1月から令和8年5月までに給与から引き去る予定であった税額を、個人で納めていただくためにお送りしたものです。

また、もう一通(②分)については、令和7年中の給与所得に対する個人市県民税として普通徴収の方法により納めていただくためにお送りしたものです。



Q&A 質問にお答えします。

個人市県民税の公的年金からの特別徴収について

Q.10 特別徴収の対象となる年金の種類は？

A 国民年金、厚生年金、共済年金の老齢基礎年金および退職年金等が対象となります。障害年金や遺族年金は対象になりません。

なお、複数の年金を受給されている場合には、特別徴収の対象となる年金は法令により定められるため、選択することはできません。

Q.11 65歳未満で公的年金を受給していますが、個人市県民税は公的年金からの特別徴収の対象者になりますか？

A 公的年金からの特別徴収制度においては、その対象者を65歳以上と限定しておりますので、65歳未満の方については、公的年金からの特別徴収はありませんので、納付方法に変更はありません。

なお、65歳になられた方については、翌年度の10月から特別徴収の対象となります。

Q.12 給与から個人市県民税を特別徴収されていますが、公的年金等に対する個人市県民税も給与からの特別徴収に含めることはできませんか？

A 65歳以上の方は、地方税法の規定により、公的年金等の所得に対する税額は、給与からの特別徴収に含めることができないことになっています。このため、公的年金等の所得に対する税額については、公的年金からの特別徴収または普通徴収の方法で納めていただくことになります。

なお、年度途中で市外へ転出されるなどの理由により公的年金からの特別徴収が中止となった場合には、特別徴収ができなくなった税額を普通徴収の方法で納めていただくことになります。

Q.13 今まで個人市県民税を口座振替にしていたが、65歳になれば年金から特別徴収されるのですか？

A 今まで口座振替で納めていただいていた場合でも、65歳になられた方については、翌年度の10月から公的年金からの特別徴収の対象となります。健康保険料のように口座振替を選択することはできません。

Q&A

質問にお答えします。

Q.14

株式等の配当および売却益の税金は・・・？

私は、前年中に株式等にかかる配当所得や譲渡所得がありましたが、個人市県民税の課税はどうなりますか？また、申告した場合には税金が還付されることがあるそうですが、どのようになるのでしょうか？

A

株式等の配当所得について

上場株式等の配当(以下「特定配当等」といいます。)については、申告する必要はありません。

申告することもできますが、申告時に総合課税の適用を受けることを選択した場合には、配当控除等が適用されるほか、既に特別徴収されている税額が個人市県民税および森林環境税から控除・充当され、控除・充当しきれなかった税額がある場合は還付されます。また、申告時に分離課税の適用を受けることを選択した場合で、株式等に係る譲渡損失がある方は、配当所得と損益通算することが可能です。(ただし、配当控除の適用は受けられません。)

なお、特定配当等以外の配当所得については、申告が必要です。

区 分	申告の選択		配当所得に対する税率	配当控除	株式等にかかる譲渡損失
上場株式等の配当等にかかる配当所得	申告しない場合		—	—	—
	申告した場合	総合課税を選択	個人市民税 8% 個人県民税 2%	適用あり	損益通算不可
		分離課税を選択	個人市民税 4% 個人県民税 1%	適用なし	損益通算可能

Q&A

質問にお答えします。

A

株式等の譲渡所得について

証券会社等に開設された「源泉徴収あり」を選択している特定口座内で売買される上場株式等の譲渡所得(以下「上場株式等の譲渡所得」といいます。)については、申告する必要はありません。

申告することもできますが、その場合には、分離課税されるほか、既に特別徴収されている税額が個人市県民税および森林環境税から控除・充当され、控除・充当しきれなかった税額がある場合は還付されます。

なお、源泉徴収を選択されていない特定口座および一般口座内で売買された上場株式等の譲渡所得、ならびに一般株式等にかかる譲渡所得については、申告が必要です。

区 分	口 座	申 告	譲渡所得に対する税率	
上場株式等の 譲 渡 所 得	一般口座	必要	個人市民税 4％ 個人県民税 1％	
	特定口座 (簡易申告口座)	必要		
	特定口座 (源泉徴収口座)	選択可能	申告した場合	個人市民税 4％ 個人県民税 1％
			申告しない場合	—
一般株式等の譲渡所得		必要	個人市民税 4％ 個人県民税 1％	

※特定配当等の所得や上場株式等の譲渡所得を申告される場合の注意点
(扶養控除が否認される場合等もあります。)

○特定配当等の所得や上場株式等の譲渡所得を申告された場合には、申告されなかった場合に比べて税負担が少なくてすむ場合がありますが、申告された所得は「合計所得金額」に算入されます。「合計所得金額」は配偶者控除や扶養控除の認定または非課税などを判定する際の所得基準となりますので、申告されたことで扶養控除の対象からはずれる場合や国民健康保険の算定等に影響する場合があります。

○税制改正により、令和6年度(令和5年分所得税)から上場株式に係る配当所得や譲渡所得について、市県民税と所得税で異なる課税方式を選択することはできなくなりました。